

開催年月日 平成30年12月6日（木）
 質問者 日本共産党 真下 紀子 委員
 答弁者 保健福祉部長 佐藤 敏
 国保担当局長 澁谷 文代
 国保医療課長 古郡 修
 国保広域化担当課長 今泉 秀明

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>二 国民健康保険について （一）保険料の繰り入れについて 国民健康保険料は市町村が決定するものであります。払いやすい保険料とするため、市町村は様々な努力を積み重ねてきました。道は一般会計からの繰り出しをしないように、かつ、保険料は標準化するという方針で、市町村の努力に介入しているわけですが、北海道単位化によって、市町村独自の取組はどのように変化したのか伺います。</p> <p>これまで、市町村が積み重ねてきたことでの、一般会計からの繰り入れだったわけですが、これが約62億円減ったということ。これが、ストレートに道民負担になるということではないですけども、やはり、これは大きな市町村の運営に対する、何ていうか、それが、できなくなってきた1つの現れではないかと考えます。</p> <p>（二）、（三）（欠）</p> <p>（四）公費負担について 一般質問で知事は知事会の要望をなにか人ごとのようにですね、答えていらっしゃるわけですが、知事が当事者である知事会はなぜ、1兆円規模の公費負担を国に求めているのでしょうか。保険料が高すぎて払えない、皆保険制度として制度を継続するには住民負担も地方負担も大きすぎる事態になっているからではないのかと考えるとところですがいかがですか。</p> <p>国保制度を持続可能にしていく条件は、まず、その国保加入者の命と健康を守ると、そのために、どうするかということなんですよね。それが、持続可能な条件なんですよね。それで、まあ、今、知事会が最低条件とした毎年3,400億円の国費投入では足りないので、1兆円の負担を国に求めた知事会なんです、私達もこれには賛成しております。</p>	<p>【国保医療課長】 市町村の一般会計からの繰入についてであります。当初予算で法定外繰入を計上している市町村について、平成29年度と30年度の市町村数を比較すると、平成29年度は72市町村でありまして、このうち、平成30年度に計上を行っていないのが31市町村、平成30年度新たに計上したのは6市町村であることから、平成30年度は47市町村が当初予算に計上しているところであります。また、予算計上額の全道合計は平成29年度が74億円、平成30年度は約12億円で、約62億円の減額となっているところであります。</p> <p>【国保担当局長】 国の公費負担についてでございますが、道といたしましては、国民皆保険を支える重要な基盤である国保を持続可能な制度とするため、都道府県単位化による平成30年度からの財政運営に当たりましては、知事会をはじめとした地方三団体と国との協議の場で確約されました毎年3,400億円の国費投入を最低条件としたところでございます。さらに、今後の医療費の増加に耐えうる財政基盤を確立するため、国が責任を持って財源を確保することを強く求めており、引き続き、知事会などと国庫負担のさらなる拡充を求めるとともに、市町村と連携し、医療費の適正化や収納率向上など、将来にわたって持続可能な国保制度の確立に努めてまいりたいと考えております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(五) 道の支援について 国に求めるからには、これまで市町村が行ってきた規模の支援を今度は道が行う必要があるのではないかと考えます。道は財政支援を何もしないで、国にばかり求めるということでは説得力がないのではないかと思いますけどもいかがでしょうか。</p> <p>先程62億円市町村の繰り入れが足りなくなったということでもありますけども、せめてこの規模の道からの財政投入というのは私は必要だというふうに思います。それで、市町村独自の様々な工夫がされています。</p> <p>(六) 子育て世帯への支援について 旭川市では所得の少ない子育て世帯に対して、払いやすい保険料にするための方策がとられている訳です。こうした取組は子育て世帯への応援となり、社会が子育てを応援するシステムとして大変有効であり、少子化に苦しむ本道にとっても歓迎すべきと考えますけども、道としての受け止めを伺います。</p> <p>保険料は市町村で決定するものということと、それから段階的に保険料水準の平準化を図る道の方針はこれは逆の方向ですよね。だから並列に答弁されてもですね、決定権はあくまでも市町村にあるということで、市町村の決定を尊重すべきだという風に思いますし、時代の流れだというふうに思います。</p> <p>(七) 均等割・平等割の廃止・見直しについて 国保料（税）が、協会けんぽなどの被用者保険と比べて、著しく高くなる大きな要因になっているのは、国保にしかない「均等割」「平等割（世帯割）」という保険料算定である所得と関係ないんですね。均等割は人頭税のように家族が多ければ負担が増えます。平等割は家族数にかかわらず世帯単位で徴収され、納付の能力を全く無視しております。保険料の算定においては、こうした能力と無関係に徴収する均等割・平等割の廃止・見直しが必要と考えますが、いかがですか。</p> <p>今の答弁にあったように、子どもに係る保険料の軽減など、国に要望しているわけですね。旭川の軽減と同様の趣旨で知事会も動いているわけですよ。道はこれを重く受け止めるべきだと思いますし、道も同じ方向で努力していただきたいと思います。</p>	<p>【国保医療課長】 道としての取組についてであります。国のガイドラインに基づき、市町村と協議し決定をしました運営方針においては、市町村が解消・削減すべき赤字額は、単年度の決算補填や、保険料の負担緩和を目的とした法定外繰入などとしておりまして、こうした赤字については、加入者負担に配慮しながら、段階的な解消に取り組むこととしております。道としては、今後の医療費の増加に耐えうる財政基盤を確立するため、国が責任を持って財源を確保することを強く求めているところであります。市町村などと連携をし、生活習慣病の予防など医療費適正化や収納率向上対策などを含めた様々な取組を進めてまいる考えであります。</p> <p>【国保医療課長】 市町村の保険料軽減策についてであります。道では、新たな国保制度への移行にあたりまして、加入者の負担を全道で公平にする観点から、被保険者の影響を考慮し、段階的に保険料水準の平準化を目指しているところであります。なお、保険料は市町村が決定するものであり、市町村における加入世帯の状況や、産業構造など、それぞれの状況に応じた必要な措置を講じるなどして決定されるものと考えております。</p> <p>【国保医療課長】 保険料の算定についてであります。国民健康保険法では、保険料の算定に当たりまして、全ての加入者に均等割と所得割を課すこととされ、平等割と資産割は、市町村の判断で課すことができるとされております。均等割保険料については、知事会と連携し、子どもに係る保険料の軽減などを国に要望してありまして、こうした制度のあり方については、国の国保基盤強化協議会や社会保障審議会などの場において検討していくものと考えております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(八) 保険料徴収にあたっての対応について 道内では家計所得が上向かない中で、社会保険料の負担や消費税の負担等で生計費の確保もままならない生活を強いられている道民が、国民健康保険料を払いたくても高すぎて払えないと、こういう実態があります。受診時には窓口負担があつて受診を我慢している方も現実におられるわけなんですね。生活が困窮し、生計費を割り込むような場合、徴収にあたってどのような対応がなされるべきとお考えになつていらっしゃるのか、市町村に対してどのように助言されているのか伺います。</p> <p>国保が生活を窮迫させてはならないわけですね。そのことはしっかりと押さえた上で、徴収業務に当たっていただきたいと思ひます。</p> <p>(九) 保険証について 1 滞納世帯数について 滞納世帯数はこの間どのように推移しているのか。最近5年の推移について伺います。</p> <p>道民の暮らしが改善していない中で、市町村が努力し、また、保険証を手にするために、徴収に必死に応じざるを得ない道民の姿が垣間見えるところがあります。</p> <p>2 資格者証等の交付について そこで、滞納している場合、資格者証及び短期証が交付されている訳ですけども、この交付状況はどのようになっているのか。また、被保険者に対し、確実に届くように取組がなされているのか伺います。</p> <p>道は留め置きを把握していないようですけれども、窓口で留め置いては、道のおっしゃる切れ目無く手元に届くような対応とはならないわけですから、そこのところはしっかりと届くようにしていただきたいと指摘しておきます。</p>	<p>【国保医療課長】 保険料の収納対策についてであります。各市町村においては、法令に基づき、特別な理由がある者に対しては、保険料の減免やその徴収を猶予することとしておりまして、それでもなお、納付されない場合には、督促や催告等を実施しまして、十分な納付相談を行いながら、保険料の収納に努めますとともに、滞納処分を含めた対応を行っているものと承知しております。また、滞納処分により生活が著しく窮迫する恐れがある場合には、処分の執行を停止することができるかとされておりまして、道として、各市町村へ研修会等を通じ、法令に基づく適切な対応を周知しているところであります。</p> <p>【国保医療課長】 滞納世帯の推移についてであります。平成25年度においては全道で12万8,846世帯、平成26年度は11万7,489世帯、平成27年度は10万6,644世帯、平成28年度は9万6,598世帯、平成29年度は8万4,640世帯となつておりまして、5年間で4万4,206世帯減少しているところであります。</p> <p>【国保広域化担当課長】 被保険者資格証明書の交付等についてであります。道内の平成29年6月1日現在における被保険者資格証明書の交付世帯数は、10,762世帯、短期被保険者証の交付世帯数は、31,869世帯となっております。被保険者資格証明書及び短期被保険者証は、郵送あるいは窓口での交付であり、このうち、窓口交付については、できる限り電話連絡等により来庁を促すほか、来庁できない特別な事情のある方には郵送などにより対応しているものと承知しております。道といたしましては、被保険者証等は受診の際に必要なことから、国保の資格を有する限り、切れ目無く被保険者の手元に届くよう、市町村に通知しているところであり、今後とも国保担当者に対する各種会議や講習会等を通じて市町村に助言してまいりたいと考えております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(十) 保険料の軽減措置について 市町村には災害や、失業等による所得激減など特別の事情の場合、国保料を軽減する負担軽減事業があります。2010年に同僚の花岡議員がその実績を伺うとともに、規定が整備されていないために事業はあっても使えないなどの問題を指摘してきましたが、この実績はどう推移しているのか、規定整備によって改善された保険者はどのように推移しているのか併せて伺います。</p> <p>調べてみますと、2009年度、平成21年度の実績ですけど、127の自治体で30,567世帯が対象となっており、24億3,900万円の減免措置がとられていました。必要な軽減措置がとられているのか、今の答弁から察するところによりますと、まだ十分とは言えないのではないかと、生活の状況に応じた軽減策というのがとられるように今後も十分に周知をお願いしたいと思います。</p> <p>(十一) 保険料の免除制度について 本来、一時的ではなく、特別な事情の範囲に入るような所得の状況、所得が一定基準を下回って、保険料の負担が困難とみなされる方は、保険料を免除し、国庫でその財政を補う制度を整備する必要があると考えるところですが、道としてどのように対応されるか伺います。</p> <p>部長から大変厳しい現状を踏まえて国に要望するというですけれども、窓口負担に対する44条減免で対象を拡大している例があります。道としてもそういう努力をされるように求めておきます。</p>	<p>【国保医療課長】 保険料の減免についてであります。保険料は国民健康保険法により、災害など特別な事情により納付が困難と認められる場合に限り減免できるとされており、各市町村におきまして、要件を定めることとされ、道内全ての市町村で条例により減免規定が設けられているところであります。減免の実績についてですが、平成19年度は、68市町村において、22,977世帯を対象として、減免額は17億7,600万円となっており、29年度は134市町村において、16,230世帯を対象としまして、減免額は10億1,200万円となっております。</p> <p>【保健福祉部長】 国保の保険料についてであります。国保の加入世帯のうち、所得が一定額以下の世帯に対しましては、法に基づきまして、均等割及び平等割保険料が軽減されることとなっております。また、先ほども課長から答弁いたしましたとおり、災害など特別な事情により納付が困難と認められる世帯の保険料を減免する制度がございまして、こうした法に基づく保険料軽減や災害等による保険料減免に対してましては、国の財政措置が講じられております。道内の加入世帯の所得水準は全国平均を下回っております一方、医療費水準は全国平均を上回っている実情にありますことから、道といたしましては、更なる国費投入や子どもに係る保険料の軽減はもとより、将来にわたる持続可能な国保制度の確立に向けまして、医療保険制度の一元化など総合的、長期的視野に立った検討を早急に行うことを、引き続き国に対して求めてまいります。</p>